

人民党の一人勝ち

あま かわ なお こ
天 川 直 子

概 況

政治面では2つの大きな動きがあった。第1に、泥の塗り合いを繰り返す政治抗争である。2005年、人民党とフンシンベック党はそれぞれの党大会にフン・センとラナリットを相互に来賓として招待するなど、両党の良好な関係を誇示した。一方、サム・ランシー党に対しては、政府転覆を企てた容疑や、フン・センとラナリットに対する名誉毀損の容疑で、党首以下2人の議員不逮捕特権を剥奪した。サム・ランシーは欠席裁判でフン・センとラナリットに対する名誉毀損の罪により1年半の禁固刑と罰金の有罪判決を受けた。もう一人のチャム・チャンニーは政府転覆を企てたとして軍事裁判所で7年間の禁固刑を言い渡された。ところが、この2人は、2006年2月に国王恩赦を受けて自由の身となった。この件は、一方で、名誉毀損に刑事罰を科すことの妥当性と、司法の独立は確保されているのかという国家統治にかかわる根本的な問題を含んでいる。他方で、一旦逮捕され判決を受けた者が国王の恩赦で自由になる、ということが繰り返されれば、カンボジアには「罰せられない文化」が醸成されてしまうことも危惧される。

第2は、対ベトナム国境問題である。人民党が前身の人民革命党だった1985年にカンボジアとベトナムは国境画定条約を締結した。今次、この条約の補足協定を締結し、陸上の国境については2008年までに国境標識の設置を終了すると宣言した。同協定は人民党とフンシンベック党の賛成で国会ではすみやかに批准されたが、この件に関する世論への抑圧はすさまじいものであった。フン・センはベトナムから帰国するや否や、「ベトナムにカンボジアの領土を侵食するのを許したと自分を非難する者は検察官に告発する」と脅した。その後、著名な活動家が次々に逮捕され収監された。最終的には、逮捕された活動家たちが「ベトナムに領土を売り渡したとフン・センを非難したこと」を非と認める書簡をフン・センに送ることによって事態は収拾した。しかし、今回の言論抑圧は個人の精神的自由を侵害しており、表現の自由を謳った憲法(第41条)にも違反したといわざるを

えない。

経済は大方の予想を裏切り、対米縫製品輸出が好調であった。

対外関係では、クメール・ルージュ(KR)裁判がようやく実施準備に入った。しかし、起訴範囲は依然として棚上げされたままであり、この点をめぐってカンボジア政府と国際社会の軋轢が今後とも生じる可能性が高い。

国内政治

政党間関係

人民党とフンシンベック党は両党の良好な関係を誇示する一方で、サム・ランシー党には執拗な攻撃を仕掛けた。それは「政治化された司法」を政治抗争の手段として用いたものであった。

2月3日、国民議会(下院)は非公開審議で、サム・ランシー党議員3人(サム・ランシー、チア・ポイ、チアム・チャンニー)の不逮捕特権の剥奪を可決した。これには人民党とフンシンベック党の議員のほとんどが賛成したとみられている。これら3人は議決時にはアメリカ大使館の一時保護を受けた。サム・ランシーは同日中、チア・ポイは翌日に出国した。

チアム・チャンニーは「影の軍隊を組織して王国軍に敵対しようとした」容疑で憲兵隊に同日中に逮捕され同本部に連行された。チアム・チャンニーは8月にわずか2日間の裁判で軍事裁判所により暴動教唆の罪で7年の禁固刑を言い渡され、軍事刑務所に収監された。

サム・ランシーに対しては、12月22日、ブノンペン特別市裁判所で欠席裁判により、フン・センとラナリットの名誉を毀損したとして、18カ月の禁固刑と1万4000^{ドル}の罰金刑が言い渡された。判決によれば、サム・ランシーはラジオ放送(Beehive FM 105)で、ラナリットについて2004年に人民党との連立に際して3000万^{ドル}と航空機をフン・センから受領したと述べて侮辱したという。また、フン・センについても、フン・センが1997年3月の事件(国会議事堂前に参集したサム・ランシー党——当時はクメール国民党——支持者集団に手榴弾が投げ込まれ16人が死亡、120人が負傷した事件)を教唆したと告発したことによって、彼の名誉を毀損したと言いつ渡された。

チア・ポイは8月中旬に亡命先から帰国した。サム・ランシーとともに、ラナリットの名誉を毀損したとして2月に起訴されたが、裁判結果は2006年2月時点

でまだ明らかになっていない。

また国民議会(下院)では「数の論理」が横行した。サム・ランシー他2人の不逮捕特権の剥奪が可決された後、サム・ランシー党議員が全員ボイコットに踏み切ったため、下院は定足数に満たず開会できない状態が続いた。この状況に対して、人民党とフンシンベック党は憲法を改正して定足数を減らすという挙に出た。5月17日、人民党とフンシンベック党議員合わせて89人の出席を得て開会できた際に、従来87人の出席が必要だった通常国会の成立条件を、議員総数の3分の2以上の賛成が必要な議案が上程されていない限りにおいて、74人の出席で開会可能にするという憲法改正案を可決した。今期国会は、123議席中、人民党が73議席、フンシンベック党が26議席、サム・ランシー党が24議席である。したがって、今回の憲法改正により、サム・ランシー党議員が欠席しても議事運営にはまったく支障をきたさなくなった。

サム・ランシー党のボイコットは6カ月間に及んだ。8月22日になって、不逮捕特権を剥奪された3人を除く同党議員は「ボイコットの間に汚職が増加した」との理由をつけて国会に復帰した。

サム・ランシーの帰国

フン・センとラナリットに対する名誉毀損で実刑判決を受けたサム・ランシーは、「(カンボジアでは)司法の独立が守られておらず、公正な裁判は期待できない」という理由で、12月29日に国王に恩赦を求める嘆願書を出した。政府転覆を企てたとして7年の禁固刑を言い渡されたチャム・チャンニーについては、フン・センが1年半に短縮するように嘆願した。2006年2月5日、シハモニ国王はチャム・チャンニーに恩赦を与え、同氏は翌日に釈放された。サム・ランシーに対しても国王は恩赦を与える旨を表明し、2006年2月10日、サム・ランシーは約1年ぶりに帰国した。

サム・ランシーが帰国後に最初に行ったのは憲法改正の提案だった。改正提案は、大臣会議の成立に必要な票数を現行の定員の3分の2から、過半数に減らすというものであった。その趣旨は2003年総選挙後のような政治的混乱を避けるためだという。

もしこの提案が可決され、次期2008年総選挙が2003年総選挙と同様の結果になると、人民党の単独政権が成立することになる。サム・ランシーがこの提案をした意図はどこにあるのか。人民党単独政権の可能性をちらつかせて、現在の人民

党とフンシンベック党の連立関係にくさびを打ち込もうとするのか、それとも現在の連立政権の樹立過程で表面化してきたフンシンベック党内の意見対立(『アジア動向年報 2004』を参照)を煽ってあわよくば分裂させようと目論んでいるのか、真意はみえない。

対ベトナム国境問題

10月10日、ベトナムを公式訪問したファン・セン首相はファン・ヴァン・カイ・ベトナム首相とともに1985年国境画定条約の補足協定に署名した。同協定は11月に上下両院で批准され、国王の承認を得て、12月に両国外相によって批准書が交換されて発効した。

カンボジアとベトナムの国境はインドシナ総督府が定めたコーチシナ(現ベトナム南部)とアンナン(現ベトナム中部)とカンボジアの行政区域を引き継いでいる。しかし、カンボジアは、フランスによる境界画定はベトナム人に有利になされたとの認識、およびコーチシナをカンボジアの「失地」とみなす歴史認識に基づいて、対ベトナム国境線の再画定を独立後の最大の外交課題のひとつとした。独立後の両国の外交関係は、それぞれの国内政治情勢(解放戦線や分断国家の存在など)や当該地域をめぐる国際紛争のために安定せず、国境をめぐる交渉も継続性を保てなかった。その結果、両国間の国境問題は現在に至るまで解決をみていない。

1980年代、人民革命党政権はベトナムと「歴史的流域に関する協定」(1982年)、「国境問題解決の原則に関する条約」(1983年)および「国境画定条約」(1985年)を締結した。しかし、人民革命党政権をベトナムの傀儡政権とみなす民主カンブチア連合政府がこれらを承認するはずもなかった。また、パリ和平協定による新体制の成立後も、人民革命党がベトナムと締結した条約の有効性については検討されてこなかった。

このような経緯に照らせば、今回の補足協定の締結には2つの意義を見出すことができる。第1に、1985年国境画定条約の補足として位置づけることによって、同条約の法的有効性を確認したことである。同条約は、1983年の「国境問題解決の原則に関する条約」の「1954年以前ないし1954年に最も近い時期に通用していたインドシナ地理院の10万分の1の地図に具体化された現在の国境線を両国の国境とみなすことに合意する」という規定に基づいて国境を画定する作業を定めたものである。今回の補足協定の締結は、国境問題について1983年条約と1985年条

約の規定に則った解決を図るとの両国の意思表示である。第2の意義は、時限を明記したことにある。今回の補足協定は、両国が2008年末までに陸上の国境標識の設置を終了すべしと定めた。独立以来しばしばベトナムとの武力紛争の原因となってきた国境問題を解決すると、両国首脳が強い意志を表明したのである。

政党の反応

1985年国境画定条約の補足協定は国民議会(下院)では、11月11日、サム・ランシー党議員が退席した後、人民党とフンシンベック党の出席議員(99人中97人出席)による賛成多数で採決された。対ベトナム国境問題はこの3党の政治的立場を最も明確に分ける争点である。

人民党の前身は親越政権を担った人民革命党である。したがって当然に1980年代のベトナムとの交渉を評価する立場をとる。今次の補足協定についての国会説明でも、人民党のソク・アン大臣会議官房長官は1980年代の3つの協定・条約に触れて「これらの協定により領土を失ったという事実はない」と断言した。

フンシンベック党は、1981年に前国王のシハヌークが創設した「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」(略称 FUNCINPEC)が母体となって設立された政党である。同党は、かつてシハヌークが南ベトナム解放民族戦線と北ベトナムから同意を得た「1954年に使用されていた地図に描かれた国境内の領土保全」を主張してきた。すなわち、現在の対ベトナム国境は未画定であり、カンボジア国境としては仏領時代の境界を引き継いだ独立当時の国境が保証されるべきであるとの立場をとる。国会でも、ラナリット・フンシンベック党議長は「前国王(シハヌーク)は常にフランス時代の国境線を主張してきた」と述べた。フンシンベック党が今回の補足協定の批准に賛成したのは、未画定の国境を独立当時の境界線に基づいて画定する、という意味では従来の立場をそのまま保つたにすぎないといえよう。しかし、既存の1985年条約の存在と有効性を間接的にではあれ認めた点で人民党に譲歩したともいえよう。

サム・ランシー党は、「以前の政権が1982年、1983年、1985年にベトナムと締結した国境に関する条約は破棄する。これらの諸条約によってカンボジアは領土を喪失した」と明言する。同党は今回も反対を貫いた。

言論の自由に対する脅し

1985年国境画定条約の補足協定の締結をきっかけに、言論と身体の自由に暗雲

がたれ込めた。対ベトナム国境問題に対する見解は、政党の政治的立場を分けると同時に、言論・知識人の思想的立場を最も鮮明に色分けする論点である。

プノンペン市内では、9月27日、「民主主義への学生運動」メンバー5人が、補足協定の締結に反対を表明するデモを始めたところで警察に拘束された。彼らは事情聴取後に釈放されたが、その際に今後はデモを行わないように約束させられたという。同日にはまた、「クメール・カンボジア・クロム調整委員会」の事務所が警察官によって封鎖された。この日、同調整委はベトナム大使館に向けたデモ行進を予定していた。プノンペン特別市は2003年から一切の示威行動を禁止してきたにもかかわらず、上記の事件の直前にはサム・ランシーの帰国に反対する抗議行動を許可するようにと内務省に要求していた。そのため、警察の上記の行動は極めて政治色の強いものとみられた。

10月10日には、Beehive FM 105ラジオの所有者兼ディレクターのナム・ソナンドが、フン・センの告発により名誉毀損の容疑で逮捕された。逮捕理由は、9月30日のインタビュー番組で、パリに本拠地を置くカンボジア国境調整委員会のシアン・ペンセが1980年代にベトナムと締結された国境に関する諸協定を無効にするべきであると発言したのを放送したというものである。10月12日、補足協定の調印を終えて帰国したフン・センは空港で、ベトナムにカンボジアの領土を侵食するのを許したと自分を非難する者に対しては、検察官に告発するつもりだと警告した。10月14日には、カンボジア独立教師協会長のルン・チューンが同じくフン・センの告発により名誉毀損の容疑で逮捕された。逮捕理由は、国会がベトナムとの国境画定条約の補足協定を批准するならハンガーストライキで抗議すると脅したというものである。プノンペン特別市裁判所によれば、ルン・チューンと同様の理由で、自由労働組合長のチア・モニ、カンボジア独立公務員協会長のマン・ナート、民主主義のための学生運動副書記長のイア・チャンナにも逮捕令状が出された。

ナム・ソナンドとルン・チューンの逮捕に関し、人権団体は憂慮を示した。10月20日には、人権国際連盟(FIDH)が声明を発表し、「これらの新たな弾圧によって、カンボジア政府は異議申立者を抑圧し、その政治への平和的な批判を黙らせるために歩を進めた」とカンボジア政府を非難した。カンボジアの人権に関する国連事務総長特別代表も同日に声明を発表し、「(この2人の収監は)極めて異例であり、深く憂慮すべき傾向である」と述べた。

人権活動家の逮捕は続いた。12月10日の国際人権デー記念集会で、フン・セン

を売国奴と非難した横断幕を掲げたことが名誉毀損に当たるとして、12月末、カンボジア人権センター所長のケム・ソッカと社会法教育センター理事のイエン・ヴィラクが逮捕、起訴された。また年明けにはカンボジア人権センター副所長のパングオン・テアンがラオス国境付近で逮捕された。

不可解なのはこの後の展開である。2006年1月14日、アメリカ大使館の移転を機にカンボジアに来訪したアメリカのヒル国務次官補との面談の席上で、フン・センは「アメリカへの贈り物」として政府に対する名誉毀損の容疑で起訴された4人(ケム・ソッカ、パングオン・テアン、ルン・チューン、マム・ソナンド)を保釈するように命じたと述べた。イエン・ヴィラクも11日に保釈されていたため、これで対ベトナム国境問題に関して政府に対する名誉毀損容疑で逮捕された5人全員が保釈されることになった。

フン・センは、「この活動家5人はベトナムに領土を売り渡した」と非難したことについて謝罪し、5人から「事態を收拾させるのに十分な」書簡を受け取った、と述べた。また、同じくベトナムとの国境画定協定を批判して、逮捕を逃れるために10月に出国していた労働運動指導者のチア・モニも帰国した。同氏は、「フン・セン首相が先頃、『批判した人々が文書で誤りを認めれば寛大な措置をとる』と約束したので帰国した」と語った。同氏は2006年2月1日付の書簡で、「カンボジア・ベトナム国境画定条約の補足協定は選挙で選ばれたカンボジアの立法府が承認し、国王が批准したものであるから、自分も認める」と表明した。

収監されていた5人は、出獄時には支持者の大いなる歓迎を受けた。しかし、この一連の事態は、対ベトナム国境問題について人民党に批判的な意見は封じ込めるといふ、人民党の強い意志を示したものであった。

経

済

概況

2005年のカンボジア経済は大方の予想を裏切り好調だった。国際通貨基金(IMF)はカンボジアの2005年のGDP成長率を年初は2.25%と予測していたが、7月の段階で6.25%に上方修正した。EIU (Economic Intelligence Unit)も、年初の3.8%を2006年2月の国別レポートでは6%に上方修正した。これら予測の修正は第3四半期までの輸出が好調だったためである。

カンボジアは2004年10月に世界貿易機関(WTO)への加盟が発効し、「繊維およ

び衣類に関する協定」(ATC)が適用されることになった。したがって、同協定が発効する2005年1月以降の繊維および衣類貿易自由化の対象となった。当初、懸念されていたカンボジアの縫製品輸出は予想外の強さを示し、2005年第3四半期までの9カ月間の対米輸出額は前年同期比9.6%であった。うち対米輸出の増加率は9.3%であった。往年の勢いには届かないものの、カンボジアの縫製業は貿易自由化の下でも一定の競争力を保っていけることが示された。

縫製産業

現在のところ、カンボジアの製造業はすなわち輸出向け縫製業だといってよい。商務省によれば、2005年初には22工場が閉鎖され、従業員数も27万人から24万人に減少した。しかし同時に、2005年中には40以上の工場が新設されて、年末には従業員数も約28万人まで増加した。アメリカのクォータ対象品を生産していた工場が淘汰されている一方で、クォータの撤廃を好機とみて新規投資が行われている。カンボジアの縫製業が勢いを得ているのには2つの要因がある。第1に、輸

出向け縫製品工場の労働条件が優れていることである。1999年に締結されたカンボジアとアメリカの二国間貿易協定で、アメリカは年々のクォータ拡大の条件としてカンボジアの縫製工場における労働条件に基準を設け、その遵守を求めた。さらに、労働条件基準を満たしているかどうかのサンプル審査を、国際労働機関(ILO)と業界団体の「カンボジア衣類製造業者組合」(GMAC)とカンボジア政府の3者が共同出資して毎年行ってきた。調査に応じるかどうかは任意ではあるが、この調査で「適切な労働条件である」との評価を得られなければ、年々のクォータの割当を得られないという事情から、ほとんどの工場がこの審査を受けてきた。こうしてカンボジアの縫製工場労働者は他の途上国に比して相対的に良好な労働条件の下で働いているということが、アメリカ大手バイヤーの知るところとなった。

さらに、カンボジアとアメリカの二国間貿易協定が失効した現在も、ILOはカンボジアの縫製工場を対象にして、「カンボジアのより良い工場」(Better Factories Cambodia)プロジェクトを実施している。ILOによれば、このプロジェクトはATCの発効後にカンボジアの縫製業者が生き延びる手助けになるとされる。主な国際的バイヤーたちは、廉価かつ労働条件の国際基準を満たしている工場で作られた製品を求めるからである。

第2に、中国の自主規制である。2005年11月に中国はアメリカとの協議で、アメリカは中国からの繊維製品が増加するのは認めるが、その伸び率は2008年までは毎年、前年比で10数%の伸びにとどめることに決められた。中国が世界の主要市場に対して自主規制をかけてくれているおかげで、カンボジアの縫製品輸出は一息つく間ができたといえよう。

対 外 関 係

KR 裁判

「民主カンプチア時代に犯された罪のカンボジア法の下における訴追手続に関するカンボジア・国連協定」(カンボジア・国連協定)が4月29日に発効した。同協定は、2003年6月に国連とカンボジア政府が締結し、2004年5月に国連総会で採択され、同年10月にカンボジアの上下両院が批准したことによって、発効のためには予算措置の見込みを待つばかりとなっていた。費用負担に関しては2004年12月に国連とカンボジア政府の間で、結審までの3年間についての見込み総額

5620万ドルのうち国連が4300万ドル、残りはカンボジア政府が負担することで合意した。

2005年3月には国連事務総長によって、KR裁判への国連負担分に対して加盟国に自発的な拠出を呼びかける会議が開催された。目標額の4300万ドルには若干届かなかったものの、13カ国から計3848万ドルの公約を得た。そのうち日本は最高額の2160万ドルを公約した(その他の拠出国は、フランス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、オランダ、デンマーク、ルクセンブルク、オーストリア、スウェーデン、イギリス、ノルウェー、韓国)。なお、イギリスなど一部拠出国が国家財政手続との兼ね合いで単年度分の拠出ししか公約できないと説明し、後年度分の拠出に含みを持たせた。また、アメリカは過去10年間にこれらの犯罪の調査と文書保存にすでに700万ドルを支出しているため、法律の制約によりKR裁判には資金提供はできないと説明した。会議後にはさらにベルギーやEUが拠出を発表した。ついに4月28日に国連事務総長がカンボジア政府に対して「3年分に十分な拠出公約と1年分の支出が確保できた」と通知し、その翌日にカンボジア・国連協定は発効した。

しかし、今度はカンボジア政府負担分の調達が問題になった。カンボジア政府は1320万ドルのうち用意できるのは150万ドルと述べ、5月末に諸外国にカンボジア政府負担分への支援を公式に要請した。この要請に対する諸外国の反応は冷たかった。わずかにインドのみが10月になってようやく、100万ドルの援助を申し出た。この後もなおカンボジア政府は諸外国に支援を呼びかけている。

2006年の課題

政治面では、サム・ランシーの憲法改正提案が注目される。フンシンベック党は態度を明らかにしていないが、人民党は歓迎の意を示した。この改正案は人民党単独政権の可能性を開くため、このところ良好な人民党とフンシンベック党の関係が弱まり、人民党の「独裁」色が強まることが考えられる。また、フンシンベック党内では、それでも人民党に協力しようとする勢力と、弱小勢力となっても人民党との協力を拒む勢力が明確に浮上してくる可能性もある。

経済面では、2005年のように順調とは限らない。労働条件の良さは確かに重要な優位性ではあるが、カンボジアの縫製業はこの点が評価されているうちに、品質など製品本来の付加価値を高める必要がある。

(地域研究センター研究グループ長)

1月13日 ▶米国系大手石油企業シェブロンテキサコ、同社の子会社シェブロン・オーバーシーズ・ペトロリアム社がカンボジア海域（ブロックA鉱区）で石油を発見したと発表。

28日 ▶人民党第5期中央委員会第31回総会（～29日）。中央委常設委員にチア・チャント、ウク・ラブン、チアム・イヤブ、エク・サムオル、ソム・キムスーオ、クオン・スダリ、ペン・パンニヤ、チャイ・タンの8人の新規追加を決定。これで常設委員は計28人に。

2月3日 ▶国会、サム・ランシー、チアム・チャンニー、チア・ポイ（いずれもサム・ランシー党議員）の不逮捕特権の剥奪を可決。

7日 ▶国会、サム・ランシー党議員のボイコットのため定足数に満たず、不成立。

9日 ▶上院、議員任期を昨年に引き続きさらに1年延長を決定。

▶駐カンボジア日本大使、日本がクメール・ルーージュ（KR）法廷に2150万ドルを拠出すると表明。

14日 ▶国会、議院規則を改正。会期中の議員発言を規制するため、発言は13人以上のグループを組織する議員にのみ認められる。

3月2日 ▶チア・シム、ホック・ランディに付き添われて病気治療のためバンコクに出国。ヘン・サムリン、この急の出国は党内派閥対立によるものではないと言明。

5日 ▶チア・シム帰国。

10日 ▶軍事裁判所調査判事、タ・モクとカン・ケック・イウ（通称ドイ）を収監延長のため「戦争犯罪と外国人に危害を加えた罪」で再起訴したと言明。

28日 ▶国連、KR裁判支援会議をニューヨークにて開催。13カ国から計3848万ドルの支援公約を得る。

4月29日 ▶「民主キャンプチア時代に犯された

罪のカンボジア法の下における訴追手続に関するカンボジア・国連協定」発効。

5月17日 ▶国会、通常国会の成立に必要な定足数を減らす憲法改正案を可決。議員総数の3分の2以上の賛成が必要な議案が上程されていない限り定足数を87から74に削減。

31日 ▶ソク・アン副首相兼大臣官房國務大臣、各国の駐カンボジア大使に対して、KR裁判のカンボジア政府負担分に対する支援を公式に求める。カンボジア政府負担分1330万ドルのうちカンボジア政府が用意できるのは150万ドルのみと語る。

6月16日 ▶シアムリアブのインターナショナル・スクールで学童と教師を人質にした立てこもり事件。同日午後、警官隊の突入により主犯逮捕、人質解放される。

28日 ▶人民党、結党54周年記念式典。

7月30日 ▶カンボジア政府と国連、KR特別裁判部を首都郊外に新設された王国軍司令部内に設置することに合意。

8月9日 ▶軍事裁判所、チアム・チャンニー議員に対して、政府転覆を計画した罪で禁固刑7年を言い渡す。

10日 ▶シハモニ国王、初の中国公式訪問（～23日）。

22日 ▶国会、サム・ランシー党議員の出席を得て再開。ただし、不逮捕特権を剥奪された3人（サム・ランシー、チアム・チャンニー、チア・ポイ）は欠席。

9月14日 ▶最高裁、1997年国会議事堂前手榴弾襲撃事件にフン・セン首相が関与していたと主張するサム・ランシーの訴えを証拠不十分として却下。サム・ランシーは2004年2月に提訴したが、プノンベン特別市地裁と控訴審ともに証拠不十分として却下していた。

29日 ▶サー・ケン副首相とグエン・タン・

ズン・ベトナム副首相の主催により、第2回カンボジア・ベトナム国境地域発展協力会議をシアムリアブで開催。

10月10日 ▶ベトナムを公式訪問中のフン・セン首相、ファン・ヴァン・カイ・ベトナム首相と「1985年カンボジア・ベトナム国境画定条約の補足協定」に署名。

▶マム・ソナンドBeehive FM 105ラジオ・オーナー兼ディレクター、フン・センに対する名誉毀損の容疑で逮捕される。

12日 ▶フン・セン首相、ベトナムから帰国。

14日 ▶インド、KR裁判費用のカンボジア負担分に対して100万ドルの支援を表明。

▶ルン・チューン・カンボジア独立教師協会会長、フン・センに対する名誉毀損の容疑で逮捕される。

11月2日 ▶経済・財務省、外国貿易銀行(FTB)がカナディア銀行とINGホールディングに売却されたと公表。

11日 ▶国会、「1985年カンボジア・ベトナム国境画定条約の補足協定」を批准。

14日 ▶フンシンベック党、臨時党大会。フン・センが基調演説者として招待される。

21日 ▶人民党、臨時党大会(～23日)。主な決定事項は下記の7点。(1)2003-2005年の活動総括と2006年の目標。(2)「1985年カンボジア・ベトナム国境画定条約の補足協定」の締結に対する強い支持。(3)民主カンブチア時代に犯された罪を裁くための特別裁判部をカンボジアの法に下に設置することを促進するためのカンボジア政府と国連の協力に対する支持。(4)第2期上院選挙に党が参加することの確認。(5)人民党副総裁のフン・センを第4期国会における首相候補として指名すること。(6)人民党とラナリットを総裁とするフンシンベック党との協力を強化する立場の確認。(7)

新たな環境で党の指導力を強化するために、中央委員会を153人から物故した6名を除き268人に増員すること。

24日 ▶KR特別裁判部事務局長にシエン・ピソット前KR裁判に関する政府作業部長が、同事務次長にミシェル・リー国連調整官が就任。

25日 ▶上院、「1985年カンボジア・ベトナム国境画定条約の補足協定」を批准。

30日 ▶シハモニ国王、「1985年カンボジア・ベトナム国境画定条約の補足協定」を公布するための勅令に署名。

12月6日 ▶ホー・ナム・ホン副首相兼外務・国際協力相、グエン・ジー・ニエン・ベトナム外相と「1985年カンボジア・ベトナム国境画定条約の補足協定」の批准書を交換。

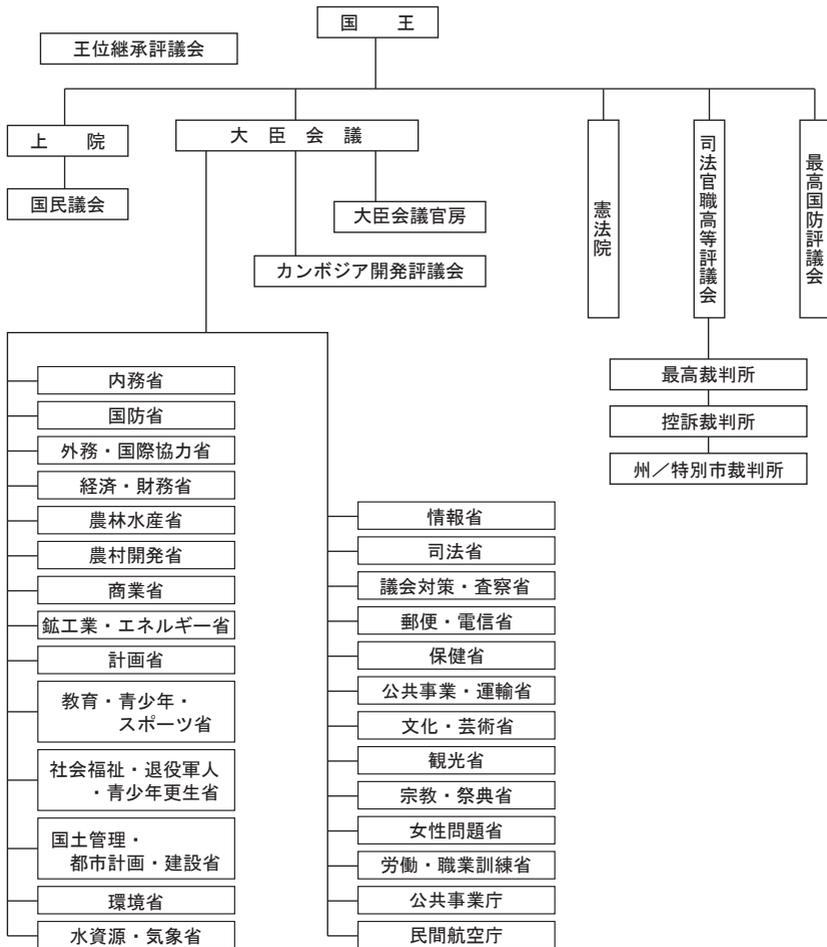
12日 ▶サム・ランシー党事務局長のエン・チャイ・イアン、辞意を表明。サム・ランシーとの軋轢は否定。

15日 ▶ベン・ソバン民族維持党党首、同党を解散する意志を表明。本人以下党員は主要3党のいずれかに合流すると言明。

22日 ▶ブノンベン特別市地裁、欠席裁判でサム・ランシーに対して2つの罪状で計18か月の禁固刑と被害者への補償金計1万4000ドルの有罪判決を下す。罪状は、(1)ラジオ放送(Beehive FM 105)でラナリットが2004年に人民党と連立政府を樹立する際にフン・センから3000万ドルと航空機1機を受け取ったと述べ、ラナリットの名誉を毀損したこと、(2)「フン・センが敵対者を暗殺し、かつ1997年3月の手榴弾襲撃事件に関与していた」と訴訟を起こしてフン・センの名誉を毀損したこと。

28日 ▶EU、KR裁判のカンボジア政府負担分へ約120万ドルの支援を表明。

① 国家機構図



② 大臣会議名簿(2004年7月15日承認)

(C = 人民党、F = フンシンベック党)

首相 Hun Sen (C)
 副首相 Sar Khen (C)兼内務省共同大臣
 Sok An (C)兼大臣官房国務大臣
 Tea Banh (C)兼国防省共同大臣
 Hor Namhong (C)兼外務・国際協力省大臣
 Norodom Sirivudh (F)兼内務省共同大臣
 Leu LaySreng (F)兼農村開発省大臣
 Nhek Bunchhay (F)兼国防省共同大臣

上級大臣 Keat Chhon (C)兼経済・財務省大臣
 Im Chhun Lim (C)
 兼国土管理・都市計画・建設省大臣
 Men SamOn (C)兼議会対策・査察省大臣
 Chhay Than (C)兼計画省大臣
 Cham Prasidh (C)兼商業省大臣
 Mok Mareth (C)兼環境省大臣
 Nhim Vanda (C)
 Tao Seng Hour (C)
 You Hockry (F)
 Hon Sun Huot (F)
 Khy Tainglim (F)
 Veng Sereyvuth (F)
 Khun Haing (F)兼宗教・祭典省大臣
 Kol Pheng (F)
 兼教育・青少年・スポーツ省大臣
 Serei Kosal (F)

大臣会議官房大臣 Sok An (C)
 内務省共同大臣 Sar Kheng (C)
 Norodom Sirivudh (F)
 国防省共同大臣 Tea Banh (C)
 Nhek Bunchhay (F)
 外務・国際協力省大臣 Hor Namhong (C)
 経済・財務省大臣 Keat Chhon (C)
 農林水産省大臣 Chan Sarun (C)

農村開発省大臣 Leu LaySreng (F)
 商業省大臣 Cham Prasidh (C)
 鉱工業・エネルギー省大臣 Suy Sem (C)
 計画省大臣 Chhay Than (C)
 教育・青少年・スポーツ省大臣
 Kol Pheng (F)
 社会福祉・退役軍人・青少年更正省大臣
 Ith Sam Heng (C)
 国土管理・都市計画・建設省大臣
 Im Chhun Lim (C)
 環境省大臣 Mok Mareth (C)
 水資源・気象省大臣 Lim Kean Hor (C)
 情報省大臣 Kiev Kanharith (C)
 司法省大臣 Ang Vong Vantha (C)
 議会対策・査察省大臣 Men SamOn (C)
 郵便・電信省大臣 So Khun (C)
 保健省大臣 Nuth Sokhom (F)
 公共事業・運輸省大臣 Sun Chanthol (F)
 文化・芸術省大臣
 Sisovath Panara Sereyvuth (F)
 観光省大臣 Lay Prohas (F)
 宗教・祭典省大臣 Khun Haing (F)
 女性問題省大臣 Ing KanthaPhavy (F)
 労働・職業訓練省大臣 Nheb Bunchin (F)
 公共事業庁長官 Pech Bunthin (C)
 民間航空庁長官 Mao HasVannal (F)

③ 立法府

国民議会議長 Chea Sim (C)
 上院議長 Norodom Ranaridh (F)

④ 司法

最高裁長官 Dith Munty (C)

主要統計 カンボジア 2005年

1 基礎統計

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
人口(年央,100万人)	12.4	12.6	12.8	13.0	13.3	13.3
粗米生産(1,000トン)	4,041	4,026	4,099	3,823	4,710	4,710
GDPデフレーター*	101.8	100.0	99.7	101.8	101.3	...
為替レート(年平均値)(1ドル=リエル)	3,807.83	3,840.75	3,916.33	3,912.08	3,973.33	4,016.25

(注) *2000年=100とする値。

(出所) ADB, *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, 2005 (<http://www.adb.org/statistics>).

2 支出別国内総生産(名目価格)

(単位:10億リエル)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
消費支出	12,526.1	12,869.3	13,165.7	13,773.5	14,903.9	...
民間	11,864.9	12,132.4	12,337.7	12,860.3	13,891.9	...
政府	661.2	736.9	827.9	913.2	1,012.0	...
総資本形成	2,232.5	2,385.2	3,085.6	3,481.1	3,724.0	...
総固定資本	2,030.7	2,576.1	2,786.7	3,549.9	3,692.0	...
在庫増減	201.7	-190.9	299.0	-68.8	32.0	...
財・サービス輸出	4,993.6	7,028.4	7,914.7	9,275.3	9,854.1	...
財・サービス輸入	-6,716.0	-8,694.8	-9,374.9	-10,557.8	-10,952.0	...
統計上の不突合	131.7	262.3	-217.0	-276.1	-1,078.1	...
国内総生産	13,167.9	13,850.5	14,574.2	15,696.0	16,451.2	...

(出所) 表1に同じ。

3 産業別国内総生産(実質:2000年価格)

(単位:10億リエル)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
要素費用表示GDP	12,239.1	13,135.0	13,866.5	14,529.6	15,402.9	...
農業	5,269.5	5,191.3	5,311.9	5,143.2	5,638.0	6,221.4
鉱業	26.9	33.5	38.0	45.2	48.3	...
製造業	1,720.4	2,228.3	2,556.8	2,943.7	6,242.7	...
電気・ガス・水道	41.7	46.1	46.7	47.9	50.3	...
建設業	534.6	731.6	801.8	1,016.9	979.8	...
卸・小売業 ¹⁾	1,875.9	1,905.0	2,003.7	2,078.0	2,068.8	...
運輸・通信	842.3	877.7	967.5	972.3	1,004.4	...
金融 ²⁾	987.1	1,049.4	1,061.2	1,077.9	1,101.9	...
行政	379.8	376.6	367.4	373.3	427.5	...
その他の	561.0	695.4	711.4	831.2	841.3	...
間接税-補助金	832.6	870.2	932.4	1,031.3	1,000.2	...
帰属計算された銀行手数料	125.7	154.8	178.2	139.8	157.6	...
生産者価格表示GDP	12,946.0	13,850.5	14,620.7	15,421.1	16,245.5	...

(注) 1)ホテル業とレストラン業を含む。 2)不動産業を含む。

(出所) 表1に同じ。

4 国・地域別貿易

(単位：100万ドル)

	2002		2003		2004	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
世界合計	1770.9Y	2570.3Y	2097.8Y	2938.8Y	2589.0Y	3538.7Y
先進工業国	1554.6Y	244.9Y	1873.1Y	258.0Y	2330.0Y	320.4Y
日本	68.12V	76.83V	81.02V	59.78V	90.49V	88.39V
フランス	39.44V	63.09V	40.47V	53.59V	40.16V	54.97V
アメリカ	1041.73V	32.12V	1214.27V	63.58V	1446.9V	64.57V
開発途上国	216.0Y	2324.6Y	224.3Y	2679.6Y	258.4Y	3216.6Y
中国(本土)	22.32V	276.76V	23.79V	324.05V	27.19V	480.74V
香港	8.20V	372.79V	6.20V	411.19V	7.48V	497.22V
台湾	5.36V	213.04V	3.23V	229.07V	3.73V	299.90V
シンガポール	76.78V	387.66V	67.83V	338.66V	43.92V	383.33V
タイ	10.17V	567.02V	11.26V	756.41V	25.05V	795.63V
マレーシア	18.38V	60.43V	7.43V	71.25V	8.53V	91.91V
インドネシア	0.63V	75.70V	1.32V	87.86V	1.00V	79.01V
フィリピン	1.82V	8.52V	1.35V	7.13V	1.20V	5.94V
ベトナム	59.44V	196.25V	86.10V	294.02V	113.08Y	386.14Y
ラオス	0.87Y	0.02Y	1.10Y	0.03Y	1.44Y	0.04Y
ミャンマー	-Y	0.08Y	-Y	0.10Y	-Y	0.13Y
相手国不明	0.3Y	0.2Y	0.4Y	0.3Y	0.5Y	0.4Y

(注) V：相手国の記録からのみ作成したデータ。

Y：その他の手段によって作成したデータ、時には相手国の記録を含むこともある。

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook*, 2005.

5 国際収支

(単位：100万ドル)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
貿易収支	-461.5	-538.6	-522.8	-562.9	-532.7	-717.7
輸出	1,130.3	1,397.1	1,571.2	1,755.1	2,027.2	2,475.5
輸入	1,591.9	1,935.7	2,094.0	2,318.0	2,559.9	3,193.3
貿易外収支	-96.7	-21.6	41.5	61.0	-74.8	58.5
貸借	345.2	495.5	582.1	654.8	569.8	815.6
移転	441.8	517.1	540.6	593.8	644.6	757.1
移転収支	381.3	460.4	440.4	460.6	475.2	410.9
民間	105.3	143.6	137.3	148.8	162.8	142.0
政府	276.0	316.0	303.1	311.8	312.4	268.9
経常収支	-176.9	-99.8	-41.0	-41.4	-132.3	-248.3
資本収支	189.5	183.6	148.7	247.3	166.8	332.1
直接投資	221.2	141.9	142.1	139.1	74.3	121.1
資本運用投資	-7.8	-7.2	-7.7	-7.5	-7.7	-8.0
長期資本	43.2	74.6	78.1	124.2	148.6	154.4
短期資本	-67.1	-25.7	-63.8	-8.5	-48.4	64.6
誤差脱漏	35.6	11.7	-41.1	-40.9	-3.9	43.6
総合収支	48.1	95.5	66.6	165.0	30.6	127.4

(出所) 表1と同じ。

6 中央政府財政(財政年度は1～12月)

(単位：10億リエル)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
歳入および贈与	1,658.8	1,791.6	2,028.8	2,384.6	2,154.3	2,498.5
歳入	1,317.0	1,408.0	1,529.4	1,744.2	1,772.6	2,126.7
經常収入	1,303.0	1,379.0	1,520.4	1,727.9	1,741.2	2,107.2
税収入	948.0	1,026.0	1,096.6	1,227.3	1,228.1	1,577.5
税外収入	355.0	353.0	423.0	500.6	513.1	529.7
資本収入	14.0	29.0	9.0	16.3	31.4	19.5
贈与	341.8	383.8	799.4	640.4	381.7	371.8
歳出および純貸出	1,825.0	2,085.0	2,517.0	2,963.2	2,946.4	2,937.3
經常支出	1,097.0	1,189.0	1,415.7	1,574.9	1,758.1	1,744.8
資本支出	728.0	896.0	1,101.3	1,388.3	1,188.3	1,192.5
純貸出	-	-	-	-	-	-
經常収支	206.0	190.0	104.7	153.0	-16.9	362.4
資本収支	-714.0	-867.0	-1,092.3	-1,372.0	-1,159.9	-1,173.0
総合収支	-166.2	-293.2	-488.2	-578.6	-792.1	-438.8
資金調達						
国内借入	-44.7	-19.5	10.8	-160.3	99.9	-58.9
海外借入	173.6	323.7	390.0	609.0	589.3	522.1
現金残高取崩し	37.3	-11.0	87.4	129.9	102.9	-24.4

(出所) 表1に同じ。

7 中央政府財政支出

(単位：10億リエル)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
支出総額	1,109.4	1,129.0	1,415.6	1,565.0	1,758.1	1,744.9
一般行政	133.7	187.9	269.0	298.2	402.7	301.6
国防	473.5	455.0	417.3	406.8	411.0	422.8
教育	166.8	183.2	209.2	289.7	300.5	325.9
保健	76.3	121.0	129.7	164.4	173.0	192.1
社会福祉	25.4	26.9	28.2	33.3	33.4	32.6
家屋および公共施設
経済サービス	150.7	84.0	150.7	159.5	170.5	151.1
農業	24.0	26.0	30.5	39.7	39.0	38.6
工業	5.3	6.1	6.0	7.0	7.0	6.2
電気・ガス・水道
運輸・通信	83.0	41.9	62.2	49.1	48.7	37.4
その他経済サービス	38.3	10.0	52.0	63.8	75.7	68.9
その他*	83.0	71.0	211.5	213.3	267.1	318.9

(注) *情報、その他政府機関、臨時支出を含む。

(出所) 表1に同じ。